第1回 医学研究等に係る倫理指針の 見直しに関する合同会議TF

平成30年10月29日

資料2-2

ゲノム指針と医学系指針との 整合について (インフォームド・コンセントの手続)

インフォームド・コンセントの手続

	ゲノム指針	検討事項
第5章 インフォームド・コンセントを受ける手続等 1 インフォームド・コンセントを受ける手続等	 第3の7 インフォームド・コンセント等 (1) 研究責任者(外部の機関又は研究を行う機関内の他部門から試料・情報の提供を受けて研究を実施する者及び試料・情報の収集・分譲を実施する者を除く。以下第3の7において同じ。) は、試料・情報の提供の依頼を受ける人を、不合理、不当又は不公平な方法で選んではならない。 (2) 試料・情報の提供の依頼を受ける人が、疾病や薬剤反応性異常を有する場合及びぞれらの可能性のある場合には、その者が病名又はそれに相当する状態像等の告知を受けていなければならない。 (4) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受ける際には、偽りその他不正な手段を用いてはならない。また、試料・情報の提供を受ける際の配慮事項に関する細則>インフォームド・コンセントを受ける際の配慮事項に関する細則>インフォームド・コンセントを受ける際に配慮すべき事頂は、提供者の情報に必要以上に接することの防止等である。 (5) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受ける際に配慮すべき事頃は、提供者の情報に必要以上に接することの防止等である。 (5) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受ける際に配慮すべき事頃は、提供者の情報に必要以上に接することの防止等である。 (6) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受けるに当たっては、試料・情報の利用目的を提供者若しくは代語者等に通知し、又は公表することにより提供者又は第三者の生命。身体、財産その他の権利利益を害してはならない。 (6) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受けるのに必要な業務を自ら実施することができない場合。試料・情報の提供が行われる機関の研究責任者は、研究責任者の指導・監督の下、当該業務の全部又は一部を行わせることができる。この場合、研究責任者は、研究計画書にその旨を記載するとともに、必要に応じ当該履行補助者の出くサントを受けるのに必要な業務の一部を行わせることができる。該履行補助者の選供が行われる機関の研究責任者は、試料・情報の提供が行われる機関に属する者以外の者にインフォームド・コンセントを受けることを含めて行わせる場合は、履行補助者を置くこと及び必要に応じて研修方法等について研察計画書に記載し、当該研究計画書は倫理審査委員会により承認され、試料・情報の提供が行われる機関の長の許可を受けるものとする。 2. 試料・情報の提供が行われる機関の研究責任者は、法令又は契約において業務上知り得た秘密の漏えいを禁じられている者でなければならない。 2. 試料・情報の提供が行われる機関の長の許可を受けるものとする。 2. 試料・情報の提供が行われる機関の長の許可を受けるものとする。 2. 試料・情報の提供すび行われる機関の長の許可を受けるものとする。 2. 試料・情報の提供が行われる機関の長の許可を受けるものとする。 2. 試料・情報の提供が行われる機関の長の許可を受けるものとする。 3. 試料・情報の提供が行われる機関の長の許可を受けるものとする。 4. 試料・情報の提供が行われる機関の長の許可を受けるものとする。 5. 試料・情報の提供が行われる機関によりに応じませる。 6. 対域・情報の提供が行われる機関のによりに対しませる。 6. 対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対	※合う(容必ガ記う 医合うのでででででであるがでいますが、でいますがであるがでであるがである。 はいい はい のい でい でい はい はい かい



医学系指針	ゲノム指針	検討事項
1 インフォームド・コンセントを受ける手続等 研究者等が研究を実施しようとするとき、又は既存 試料・情報の提供を行う者が既存試料・情報を提供し ようとするときは、研究機関の長の許可を受けた研究 計画書に定めるところにより、それぞれ次の(1)から(4) までの手続に従って、原則としてあらかじめイン フォームド・コンセントを受けなければならない。た だし、法令の規定により既存試料・情報を提供する場 合又は既存試料・情報の提供を受ける場合については、 この限りでない。	第3の7 インフォームド・コンセント等	※医学系指針に合わせ てはどうか。
(1) 新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント 研究者等は、それぞれ次のア又はイの手続に従って、研究を実施しなければならない。この場合において、研究に用いられる試料・情報を共同研究機関へ提供する場合は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。 研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。 また、他の研究機関から研究に用いられる試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとらない。 研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。 (以下省略)	(3)研究責任者は、提供者に対して、事前に、その研究の意義、目的、方法、予測される結果、提供者が被るおそれのある不利益、遺伝情報の開示の方針、試料・情報の保存及び使用方法、将来的に他のヒトゲノム・遺伝子解析研究に利用される可能性及びその場合の手続等について十分な説明を行った上で、自由意思に基づく文書による同意(インフォームド・コンセント)を受けて、試料・情報の提供を受けなければならない。	



ゲノム指針に基づき新たに試料・情報を取得する場合の インフォームド・コンセント等の手続

○ゲノム指針に基づき新規取得する場合、文書ICを求めているが、医学系指針に合わせてよいか? ○試料・情報の利用目的の変更や他の研究機関への提供手続きも医学系指針に合わせてよいか?

研究対象者のリスク・負担					
侵襲	介入	人体から取得さ れた試料	情報の 種類	IC等の手続	研究の例
あり	_	現行のゲノ 指針では 文書ICのð		・文書 I C	・医薬品等を用いる研究・終日行動規制を伴う研究・採血を行う研究
	あり		ー 学系指針に Oせてもよ	・文書 I C ・□頭 I C+記録作成	・食品を用いる研究・うがい効果の有無の検証等の生活習慣に係る研究・日常生活レベルの運動負荷をかける研究
		あり			 ・唾液の解析研究
なし	なし	なし	要配慮個 人情報を 含む	・文書 C・口頭 C + 記録作成・原則適切な同意・適切な同意困難な場合オプトアウト	・病歴を含む個人情報を用いる研 究
			上記以外 の情報	・文書 C・口頭 C+記録作成・オプトアウト	アンケート調査、インタビュー 調査



要配慮個人情報を含まない情報のみを 新規取得する場合の手続き及び新規取得のオプトアウト

- ○要配慮個人情報を含まない情報のみを新たに取得する場合、「適切な同意」も認めてはどうか。
- 〇「適切な同意」があっても「オプトアウト」は必要か(具体的にどのような場合に必要か。)

研究対象者のリスク・負担				
侵襲	介入	人体から取得 された試料	情報の種類	I C等の手続
あり	_			• 文書 I C
	あり	_	_	・文書 I C
		あり		• □頭 I C+記録作成
なし	なし	なし	要配慮個人 情報を含む	・文書 C・口頭 C + 記録作成・原則適切な同意・適切な同意困難な場合 オプトアウト
			上記以外の 情報	・文書 C・口頭 C+記録作成・適切な同意・オプトアウト

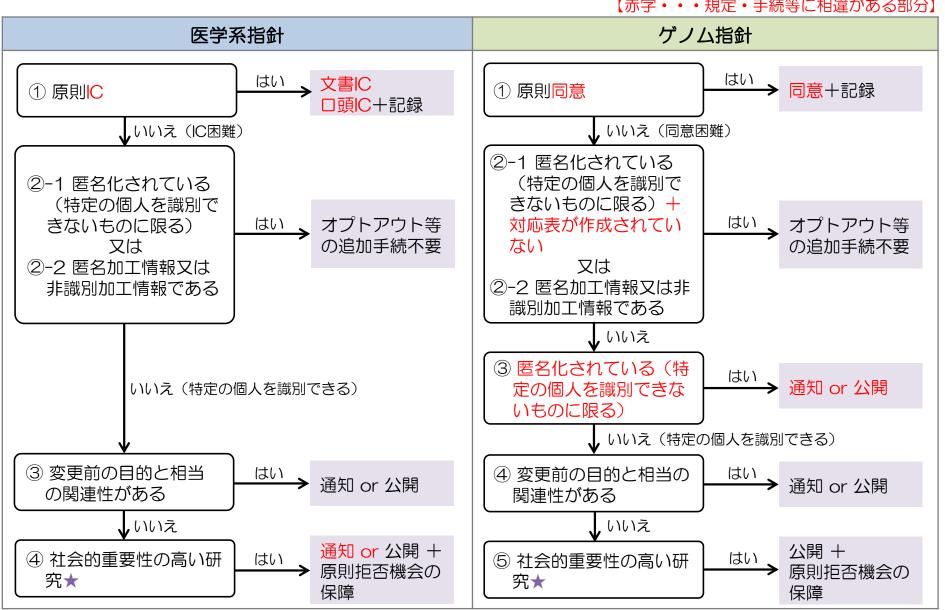
「適切な同意」があって も「オプトアウト」は必 要か。

新たに追加してはどうか

インフォームド・コンセントの手続

(既存試料・情報の自機関利用(利用目的の変更))

【赤字・・・規定・手続等に相違がある部分】

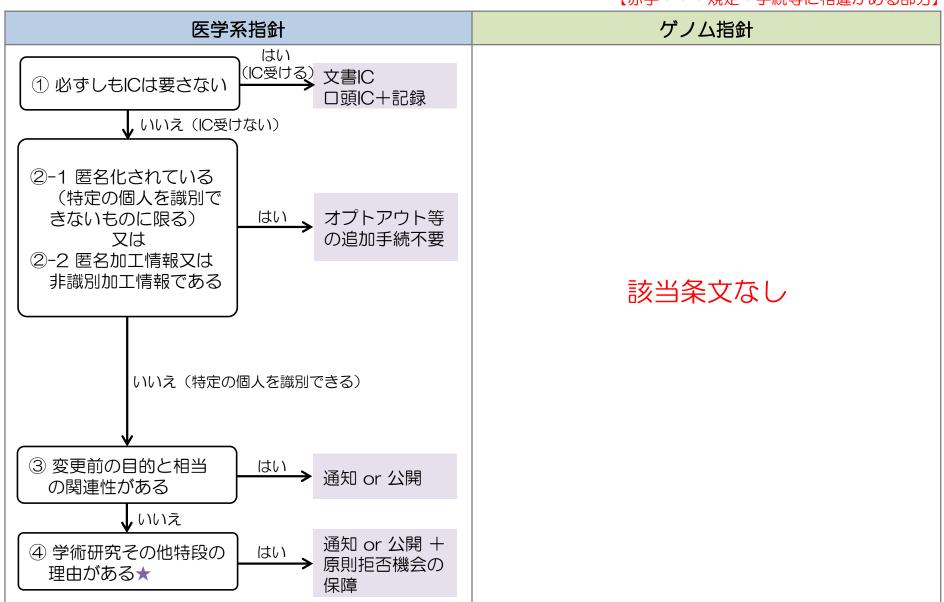




インフォームド・コンセントの手続 たけまれる (利用の) (大学なのみの白機関利用(利用の)の亦再) (大学なのなる)

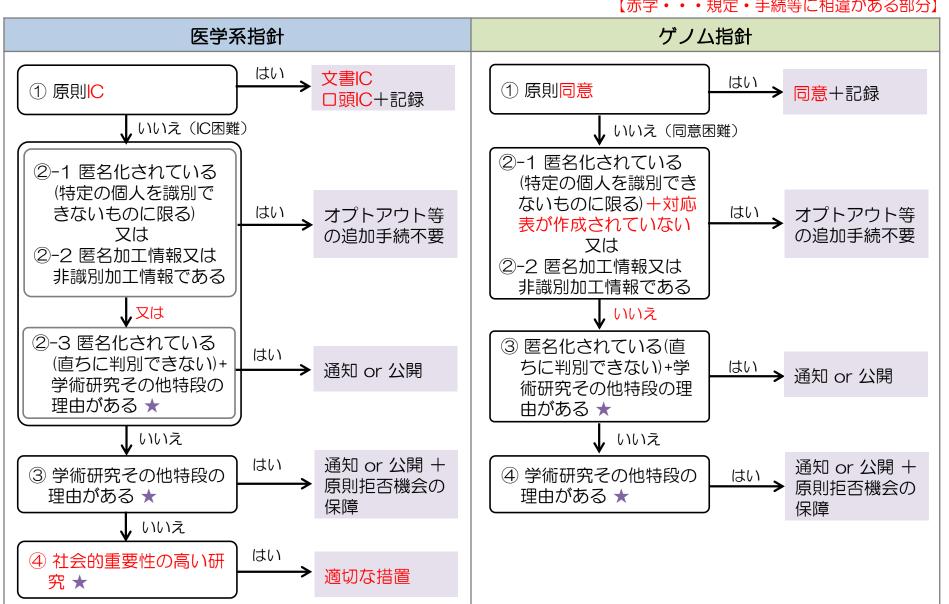
(既存情報のみの自機関利用(利用目的の変更))

【赤字・・・規定・手続等に相違がある部分】



インフォームド・コンセントの手続 (既存試料・情報の他機関への提供)

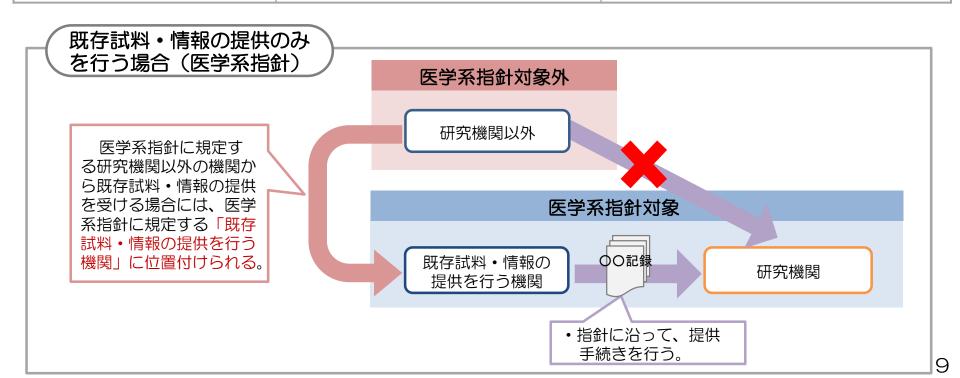
【赤字・・・規定・手続等に相違がある部分】



試料・情報の他の研究機関へ提供のみ行う場合の手続き

- ○医学系指針においては、既存試料・情報の提供のみを行う場合には、指針に規定する「研究機関」に該当しないとされている。
- 〇ゲノム指針の場合は、既存試料・情報の提供のみを行う場合であっても、「研究を行う機関」に該当する。
- ○医学系指針に合わせてよいか?

提供する試料・情報の種類	医学系指針	ゲノム指針
当該研究目的で新たに試料・ 情報を取得し提供する場合	研究機関	試料・情報の提供が行われる機関 (研究を行う機関)
既存試料・情報の提供のみ行 う場合	既存試料・情報の提供を行う機関 (研究機関に該当しない)	研究を行う機関





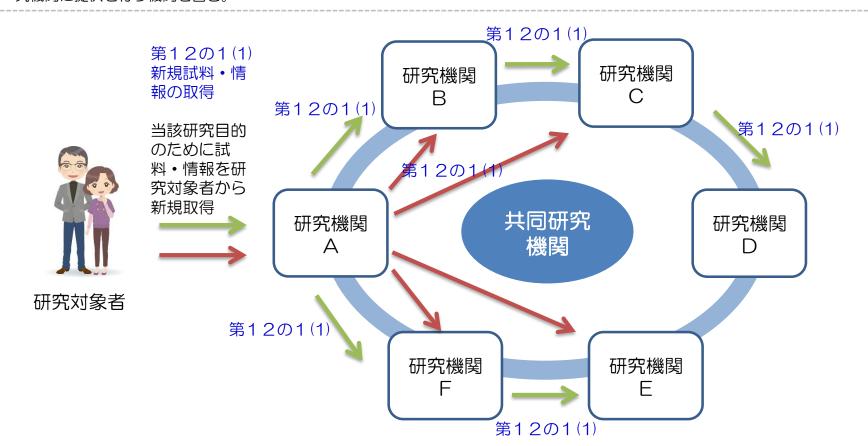
新たに試料・情報を取得し、共同研究機関間で 共有する場合の手続(イメージ)

【現行の医学系指針】

- 〇共同研究を実施する場合、当該研究目的のために、共同研究機関の一つが新たに試料・情報を取得した場合には、 他の共同研究機関に提供しても、新規試料・情報の提供と整理している。
- 〇そのため、第12の1(3)の手続きにて提供し、第12の1(4)で受け取るという手続きは求めていない。
- ○共同研究機関間のやり取りに係る手続きについては、指針上、明確ではない。

【参考:用語の定義】(10)共同研究機関

研究計画書に基づいて研究を共同して実施する研究機関をいい、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う機関を含む。



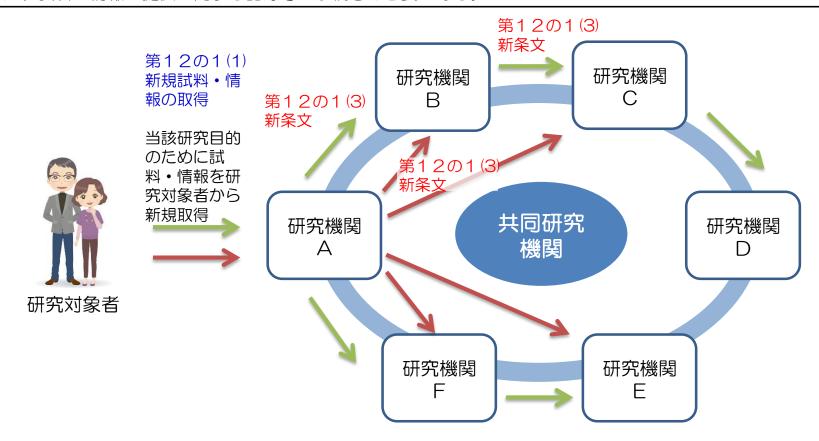
10



新たに試料・情報を取得し、共同研究機関間で 共有する場合の手続(イメージ)

【改正案】

- 〇新たに取得した試料・情報を共同研究機関へ提供する場合の手続きが不明確であることから、共同研究機関が分担して試料・情報を収集する場合の手続きを明記してはどうか。
- 〇共同研究機関間で試料・情報を共有して使用することについて、新規取得時に研究対象者に対してIC等の手続きを行うことで、提供できるものとしてはどうか。
- 〇そのため、共同研究機関間での試料・情報のやりとりを可能とする条文を追加する。ただし、共同研究機関であっても提供を受ける機関では、IC等が適切に実施されていることの確認を行う必要があると考えられる。
- ○また、試料・情報の提供に関する記録等の手続きも必要である。





新たに試料・情報を取得し、共同研究機関間で 共有する場合の手続(条文のイメージ)

現行の医学系指針との整合のみ	ゲノム指針改正イメージ
(3) 他の研究機関に <mark>既存試料・情報</mark> を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント	(3) 他の研究機関に <mark>試料・情報</mark> を提供しようとする場合のイン フォームド・コンセント
1)を新設	1)共同研究機関に試料・情報(既存試料・情報を除く。)を提供しようとする場合 共同研究機関において、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の共同研究機関に提供を行うときは、次に掲げる要件のいずれかに該当していること。 ア 第12の1(1)において、他の共同研究機関に試料・情報が提供されることのインフォームド・コンセント等を受けていること。 イ 第12の1(1)イ(1)②において、インフォームド・コンセントを受けない場合には、学術研究の用に供するときその他の研究に用いられる情報を取得して他の共同研究機関へ提供することに特段の理由があること。
他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、3の規定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該手続を行うことなく、既存試料・情報を提供することができる。	2)他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合 他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、3の規定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該手続を行うことなく、既存試料・情報を提供することができる。

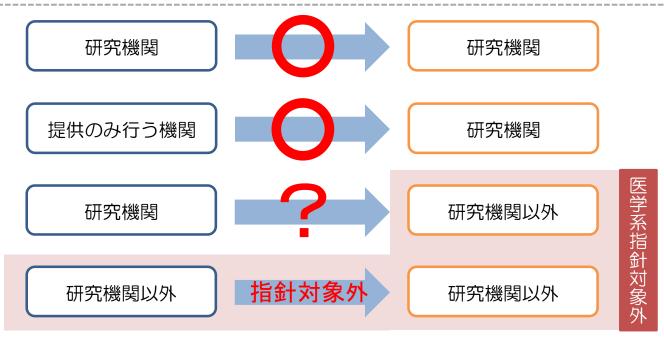


既存試料・情報の提供先が研究機関以外の場合の 手続きの在り方

- 〇現行医学系指針では以下のとおり記載されており、「他の研究機関」に提供する場合の手続きとなっているが、提供先が指針に規定する「研究機関」に該当しない場合はどのような手続きが必要か?
- 〇旧疫学研究に関する倫理指針の策定当初の経緯によれば、研究機関のみに提供できることを想定していたが、 今後はどうあるべきか?
- 〇研究機関以外に提供する場合、提供先機関には医学系指針が適用されていないため、特別な規定を設けるべきか、又は、研究機関に限定せず主語を「他の機関」とすることでよいか?

【医学系指針第12の1】

- (3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント 他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、(以下略)
- (4) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント 研究者等は、次に掲げる事項を確認するとともに、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。(以下略)



(注)「研究機関」とは、 医学系指針に規定して いる、人を対象とする 医学系研究を実施する 法人、行政機関及び個 人事業主をいう。



「試料・情報の提供に関する記録」に係る条文の整理(1)

〇平成29年2月改正にて追加した「試料・情報の提供に関する記録」に係る条文は、以下のとおり、複数個 所に規定している。

○新たに項目を設け、「提供を行う者」と「提供を受ける者」に整理し、規定してはどうか。

【以下、試料・情報の提供に関する記録に関する規定】

指針の条項	規定内容	
第12の1(1) 新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント	研究者等は、それぞれ次のア又はイの手続に従って研究を実施しなければならない。この場合において、研究に用いられる試料・情報を共同研究機関へ提供する場合は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。また、他の研究機関から研究に用いられる試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。	
第12の1(3) 他の研究機関に既存試料・ 情報を提供しようとする場合 のインフォームド・コンセン ト	(略) なお、既存試料・情報の提供に当たり、既存試料・情報の提供を行う者が所属する機関(以下「既存試料・情報の提供を行う機関」という。)の長は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び規程を整備しなければならない。また、既存試料・情報の提供を行う者は、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。	
第12の1(4) (3)の手続に基づく既存試 料・情報の提供を受けて研究 を実施しようとする場合のイ ンフォームド・コンセント	研究者等は、次に掲げる事項を確認するとともに、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。 研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。	
第12の9 海外にある者へ試料・情報 を提供する場合の取扱い	(略) また、法令の規定により試料・情報を提供する場合を除き、研究者等は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。 研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。	



「試料・情報の提供に関する記録」に係る条文の整理(2)

【試料・情報の提供に関する記録の条文イメージ】

○ 試料・情報の提供に関する記録

(1) 試料・情報の提供を行う場合

研究者等又は試料・情報の提供を行う者は、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。

(2) 試料・情報の提供を受ける場合

他の研究機関から研究に用いられる試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。

研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しなければならない。

■正 既存試料・情報を他の研究機関に提供しようとする場合の IC等の手続の整理(1)

- ○「既存試料・情報の提供のみ行う機関」に求めている手続きは、別の項目にまとめて記載してはどうか。
- 〇「原則IC」が分かりやすいように、条文の構成を見直してはどうか。

なければならない。

なければならない。

○「(3)ウ」も手続きが分かり難いため、規定を適正化してはどうか。

検討事項 現行指針 (3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント ○「文書 | C | 又は「□頭 | C +記録 他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセ の作成」が原則であることがわかる ントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、3の規定 ように条文の規定ぶりを見直しては による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について口頭によりインフォームド・コンセン どうか。 トを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、 ○赤字部分は、「研究機関」であれば これらの手続を行うことが困難な場合であって次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該手続 指針第6の2(1)において必要な体 を行うことなく、既存試料・情報を提供することができる。 制・規程を整備することを求めてい なお、既存試料・情報の提供に当たり、既存試料・情報の提供を行う者が所属する機関(以下「既存試 ることから、「既存試料・情報の提 料・情報の提供を行う機関」という。)の長は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び 供のみを行う機関」に求めている手 規程を整備しなければならない。また、既存試料・情報の提供を行う者は、当該既存試料・情報の提供に

- ア 当該既存試料・情報が次に掲げるいずれかに該当していることについて、既存試料・情報の提供を行 う機関の長が当該既存試料・情報の提供について把握できるようにしていること。 (ア) 匿名化されているもの(特定の個人を識別することができないものに限る。)であること。 (イ) 匿名加工情報又は非識別加工情報であること。
- (ウ) 学術研究の用に供するときその他の当該既存試料・情報を提供することに特段の理由があり、かつ、 4①から④までの事項を研究対象者等に通知し、又は公開している場合であって、匿名化されているも の(どの研究対象者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたものに限 る。) であること。

イ 既存試料・情報がアに該当しない場合であって、学術研究の用に供するときその他の当該既存試料・

関する記録を作成し、当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保管し

- 情報を提供することに特段の理由があるときは、次に掲げる要件を満たしていることについて、倫理審査 委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること。 (ア) 当該研究の実施及び当該既存試料・情報の他の研究機関への提供について、4①から⑥までの事項 を研究対象者等に通知し、又は公開していること。 (イ) 研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること。
- ウ 社会的に重要性の高い研究に用いられる既存試料・情報が提供される場合であって、当該研究の方法 及び内容、研究に用いられる試料・情報の内容その他の理由によりア及びイによることができないときに は、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試

料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること。なお、この場合において、7(1)の①から④まで の要件の全てに該当していなければならない。また、7(2)①から③までのもののうち適切な措置を講じ

- 続きを規定している。 ○青字部分は、試料・情報の提供に関 する記録は、別項目にまとめて記載
- ○ア~ウの緑字部分は、「研究機関」 であれば研究計画書を作成し、倫理 審査委員会の意見を聴いた上で機関 の長の許可を得るのは記載せずとも 通常の手続きであることから、「既 存試料・情報の提供のみを行う機

関」が行うべき手続きを規定してい

る。

- ○ウの規定は、手続きが分かり難いた め、記載ぶりを適正化してはどうか。
 - 16

| 随正化| 既存試料・情報を他の研究機関に提供しようとする場合の IC等の手続の整理(1)

【条文イメージ】

現行指針	条文イメージ
(3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント	(3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント
他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、必ずしも 文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、 文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、3の規 定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について 口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容 並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。た だし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次のアからウま でのいずれかに該当するときは、当該手続を行うことなく、既存試 料・情報を提供することができる。	ア 他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、 次に掲げるいずれかに該当していること。 (ア)文書によりインフォームド・コンセントを受けること。 (イ)3の規定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨 を含む。)について口頭によりインフォームド・コンセン トを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に 関する記録を作成すること。
なお、既存試料・情報の提供に当たり、既存試料・情報の提供を行う者が所属する機関(以下「既存試料・情報の提供を行う機関」という。)の長は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び規程を整備しなければならない。また、既存試料・情報の提供を行う者は、当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録を当該試料・情報の提供をした日から3年を経過した日までの期間保	(別項目へ移動)

(新設)

管しなければならない。

いて、既存試料・情報の提供を行う機関の長が当該既存試料・情報の (ア) 匿名化されているもの(特定の個人を識別することができない

(ア) 当該既存試料・情報が次に掲げるいずれかに該当してい ること。 匿名化されているもの(特定の個人を識別することがで

イ アの手続を行うことが困難な場合であって次のいずれかに 該当するときは、既存試料・情報を提供することができる。

- きないものに限る。) であること。
- 匿名加工情報又は非識別加工情報であること。
- 学術研究の用に供するときその他の当該既存試料・情 報を提供することに特段の理由があり、かつ、4①から ④までの事項を研究対象者等に通知し、又は公開してい
- (ウ) 学術研究の用に供するときその他の当該既存試料・情報を提供 することに特段の理由があり、かつ、4①から④までの事項を研究 対象者等に通知し、又は公開している場合であって、匿名化されて いるもの(どの研究対象者の試料・情報であるかが直ちに判別でき ないよう、加工又は管理されたものに限る。) であること。

当該既存試料・情報が次に掲げるいずれかに該当していることにつ

提供について把握できるようにしていること。

(イ) 匿名加工情報又は非識別加工情報であること。

ものに限る。) であること。

る場合であって、匿名化されているもの(どの研究対象 者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加 工又は管理されたものに限る。) であること。



適正化 既存試料・情報を他の研究機関に提供しようとする場合の IC等の手続の整理(2)

【前頁からの続き】

1	既存試料・情報がアに該当しない場合であって、学術研究の用に供
	するときその他の当該既存試料・情報を提供することに特段の理由が
	あるときは、次に掲げる要件を満たしていることについて、倫理審査
	委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の
	許可を得ていること。

現行指針

- (ア) 当該研究の実施及び当該既存試料・情報の他の研究機関への提 供について、4①から⑥までの事項を研究対象者等に通知し、又は 公開していること。
- (イ) 研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が 拒否できる機会を保障すること。
- ウ 社会的に重要性の高い研究に用いられる既存試料・情報が提供され る場合であって、当該研究の方法及び内容、研究に用いられる試料・ 情報の内容その他の理由によりア及びイによることができないときに は、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委 員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の許 可を得ていること。なお、この場合において、7(1)の①から④までの 要件の全てに該当していなければならない。また、7(2)①から③まで のもののうち適切な措置を講じなければならない。

条文イメージ

- (イ) 既存試料・情報が(ア)に該当しない場合であって、学 術研究の用に供するときその他の当該既存試料・情報を提 供することに特段の理由があるときは、次に掲げる要件を 満たしていること。
 - (1) 当該研究の実施及び当該既存試料・情報の他の研究機 関への提供について、4①から⑥までの事項を研究対象 者等に通知し、又は公開していること。
 - ② 研究が実施されることについて、原則として、研究対 象者等が拒否できる機会を保障すること。
- (ウ) 当該研究の方法及び内容、研究に用いられる試料・情報 の内容その他の理由により(ア)及び(イ)によることが できないときには、次に掲げる要件を満たしていること。
 - 既存試料・情報が社会的に重要性の高い研究に用いら れること。
- ② 7の規定による適切な措置を講じること。

【既存試料・情報の提供のみを行う機関に関する条文イメージ】

既存試料・情報の提供のみを行う機関の手続

- (1) 既存試料・情報の提供のみを行う機関の長は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び規程を整備しなけ ればならない。
- (2) 既存試料・情報の提供のみを行う者は、既存試料・情報の提供について既存試料・情報の提供のみを行う機関の長が把握 できるようにしていなければならない。
- 既存試料・情報の提供のみを行う者は、特定の個人を識別することができる既存試料・情報を提供しようとするときは、 倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供のみを行う機関の長の許可を得ていなければならない。



他の機関から既存試料・情報の提供を受けて研究を実施する場合の手続きの整理(1)

- 〇提供を受けた機関において行うべき手続きは、提供する側の機関で行った手続きによって違いがあるが、現 行の指針では、行うべき手続きが分かり難い。
- 〇提供する側の機関での手続きと提供を受けた側の機関での手続きが対応するように条文を見直してはどうか。

既存試料・情報の他の研究機関への提供 (第12の1(3))	既存試料・情報を他機関から取得 (第12の1(4))
ICを受ける	提供元機関の手続の確認
ア(ア) 匿名化されている(特定の個人を識別できないものに限る)	提供元機関の手続の確認
(1) 匿名加工情報又は非識別加工情報	提供元機関の手続の確認
(ウ) 匿名化されている(直ちに判別できない) + 学術研究その他特段の理由がある + 通知又は公開(通知公開項目①~④)	提供元機関の手続の確認 + 公開(公開項目1)~④)
イ 学術研究その他特段の理由がある + 公開(通知公開項目①~⑥) + 原則拒否機会の保障	提供元機関の手続の確認 + 公開(公開項目①~⑥) + 原則拒否機会の保障
ウ 社会的重要性の高い研究 + 適切な措置	C 又は 提供元機関の手続の確認 + 適切な措置

指針の条文には 明記されていな いが、手続きと して問題なけれ ば追加してはど うか。



他の機関から既存試料・情報の提供を受けて研究を実施する場合の手続きの整理(2)

改正イメージ

(4) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施し

ようとする場合のインフォームド・コンセント

〇提供元の手続きに合わせて、提供先において手続きを行うことについて整理した場合の改正イメージ

現行指針

(4) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施し

ようとする場合のインフォームド・コンセント

から④までの事項を公開しなければならない。 イ (3) イに該当することにより(3) の規定による提供を受けた場合には、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 ウ (3) ウに該当することにより(3) の規定による提供を受けた場合には、7 の規定による適切な措置を講じなければならない。	ようとする場合のインフォームト・コンセント	ようとする場合のインフォームド・コンセンド
容又は(3)の規定による当該試料・情報の提供に当たって講した措置の内容 イ 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関の名称、住所及びその長の氏名 ウ 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該試料・情報の取得の経緯 また、特定の個人を識別することができる既存試料・情報を用いる場合(研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除く。)には、当該研究の実施について、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 なお、(3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、研究者等は、当該研究の実施について、4①から④までの事項を公開しなければならない。 ア (3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から④までの事項を公開しなければならない。 イ (3)イに該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることにといて、原則として、研究対象者等が同意を機合を保障しなければならない。 の (3)イに該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることにといて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 ウ (3)ウに該当することにより(3)の規定による遺いな措置を講しなければならない。 ウ (3)ウに該当することにより(3)の規定による過いな措置を講しなければならない。	料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。 研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を当該研究の終了 について報告された日から5年を経過した日までの期間保管しな ければならない。	研究者等は、次に掲げる事項を確認しなければならない。
及びその長の氏名 ウ 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該試料・情報の取得の経緯 また、特定の個人を識別することができる既存試料・情報を用いる場合(研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除く。)には、当該研究の実施について、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることにより(3)の規定による提供を受けた場合には、研究者等は、当該研究の実施について、集別として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 なお、(3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、研究者等は、当該研究の実施について、次に掲げる手続を行わなければならない。 ア (3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から⑥までの事項を公開しなければならない。 イ (3)イに該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 ウ (3)ウに該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、7の規定による適切な措置を講じなければならない。	容又は(3)の規定による当該試料・情報の提供に当たって講 じた措置の内容	容又は(3)の規定による当該試料・情報の提供に当たって講 じた措置の内容
いる場合(研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除く。)には、当該研究の実施について、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 なお、(3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、研究者等は、当該研究の実施について、4①から④までの事項を公開しなければならない。 ア(3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から④までの事項を公開しなければならない。 イ(3)イに該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 ウ(3)ウに該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、7の規定による適切な措置を講じなければならない。	及びその長の氏名 ウ 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該試	及びその長の氏名 ウ 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該試
20	いる場合(研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除く。)には、当該研究の実施について、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 なお、(3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、研究者等は、当該研究の実施について、4①	等の手続き 研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除き、研究者等は、当該研究の実施について、次に掲げる手続を行わなければならない。 ア (3)ア(ウ)に該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から④までの事項を公開しなければならない。 イ (3)イに該当することにより(3)の規定による提供を受けた場合には、4①から⑥までの事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。



自機関利用・他機関提供に当たってのインフォームド・ コンセントの手続の見直し検討事項

〇研究対象者から新たに試料・情報の提供を受ける際の同意等の手続きに応じて、自機関利用・他機関提供 に当たっての同意の手続きを見直すこともあり得るのではないか。

> 他機 関 提 共 用

新たに試料	• 情報を取得
対象指針等	取得時の手続
ゲノム指針に基づき 取得	文書IC
	文書IC
	□頭IC+記録作成
医学系指針に基づき 取得	適切な同意
	オプトアウト
上記以外の法令・ガイドライン等に基づき取得(医療の過程で取得等)	各法令・ガイドライ ンに沿った同意等

	ゲノム指針に基づき	ち自機関利用・他機関提供
	現行の手続	検討事項
	原則同意(IC)+記録 作成 又は 同意困難な 場合の手続	ゲノム指針、医学系指針に基づくICを受けて取得した試料・情報を自機関利用・他機
	同上	関提供する場合には、「同意 (IC)」だけではなく「適切 な同意」もあり得るのではな
	同上	いか。
	同上	「適切な同意」で取得したものは「適切な同意」にて自機 関利用・他機関提供を行って もいいのではないか。
	同上	同意(IC)を受けることは困難なため、同意困難な手続きで対応
	同上	ゲノム指針・医学系指針に基 づかず入手しているものにつ いては、現行どおり原則同意 (IC)を求める。

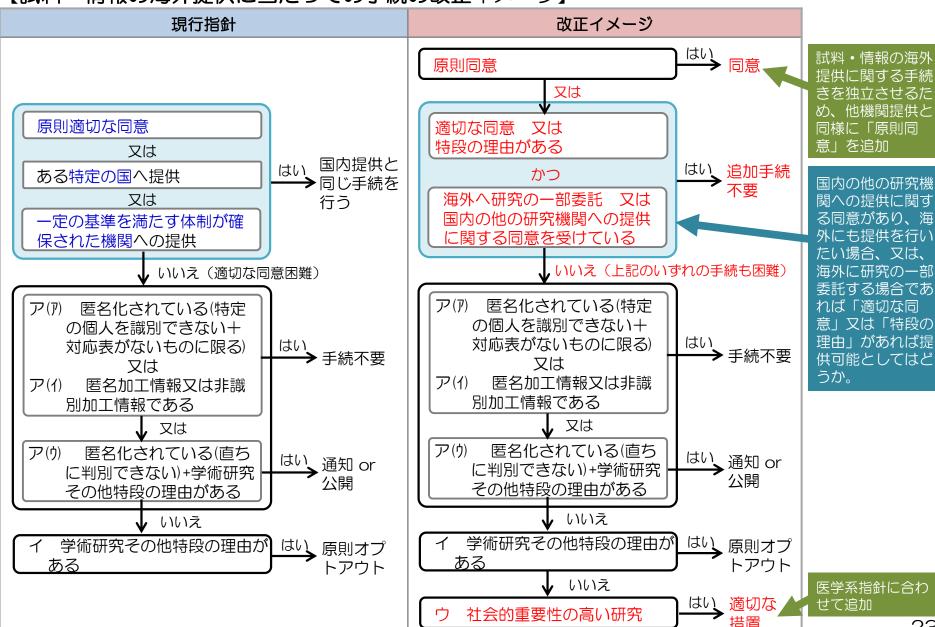
試料・情報の海外提供手続の整理(1)

【試料・情報の海外提供に当たっての検討事項】

- ○ゲノム指針の海外提供の条文は、ゲノム指針のQ&Aにおいて解説してるとおり、ゲノム指針第2の6、第5の11(1)、第5の15(2)と伴に用いて手続きを行う必要があるが、現行の条文では分かり難い。
- 〇海外提供の手続を独立した条文に修正し、他の研究機関に提供する場合と同様に、まずは原 則同意を求める条文としてはどうか?
- ○「適切な同意」や「ある特定の国」「一定の基準を満たす体制が確保されている機関」への 提供に関する条文は、個人情報保護法を参考に規定したことから、独立行政法人個人情報保 護法、行政機関個人情報保護法、個人情報保護条例が適用される機関には適用されないため、 規定ぶりを変更してはどうか。
- ○海外に提供することについての同意は受けていないが、国内の他の研究機関へ提供することについて同意を受けている場合や海外へ研究の一部を委託する場合に、海外に提供するに当たり「適切な同意」又は「特段の理由」があれば認めていいのではないか。

試料・情報の海外提供手続の整理(2)

【試料・情報の海外提供に当たっての手続の改正イメージ】



23



【確認事項】試料・情報を海外の機関に提供する場合の手続

- 〇指針上、海外への提供はどこまで認められているのか。
- 〇指針に基づき収集した試料・情報を海外の機関に提供のみ行うことは認められているのか。
- ○海外に提供する目的のみで、新たに試料・情報を取得し、提供することも認められているのか。
- ○機関間の協定や契約があれば、下記表のいずれの場合でも問題ないと考えてよいか。

【検討の前提】

〇指針に基づき取得した試料・情報を海外に提供する場合とする。(例えば、医療行為で収集した試料・情報を海外に提供する場合は、指針に基づく行為ではないため検討対象としない。)

海外提供先	既存試料•情報 or 新規試料•情報	国内の研究機関 から海外への提供
海外の共同研究機関への試料・情報の提供	既存	0
海外の大回町九城関への高林・同報のが	新規	0
海りの共国研究機関ではない研究機関への試別、情報の提供	既存	?
海外の共同研究機関ではない研究機関への試料・情報の提供	新規	?
海外の研究機関以外への試料・情報の提供	既存	?
(提供のみ行う場合を含む)	新規	?



インフォームド・コンセントにおける説明事項の比較

- 〇両指針の記載事項を可能な限り統一するにあたり、基本的には医学系指針の項目に合わせることとするが、ゲノム指針固有の項目(遺伝情報の取扱いに係る項目)については、ゲノム指針のみに規定とすることでよいか。
- 〇ゲノム指針の「細則」に記載されている内容は、条文の補足説明も含まれるため、補足説明はガイダンスに記載する。

医学系指針	ゲノム指針	検討事項
以下、医学系指針第12の3(インフォームド・コンセントにおける説明事項)からの抜粋	以下、ゲノム指針第3の7(11)〈説明文書の記載に関する細則〉からの抜粋	
① 研究の名称及び当該研究の実施について研究機関の 長の許可を受けている旨	_	
② 研究機関の名称及び研究責任者の氏名(他の研究機関と共同して研究を実施する場合には、共同研究機関の名称及び共同研究機関の研究責任者の氏名を含む。)	• 研究責任者の氏名及び職名	
③ 研究の目的及び意義	• 研究の意義、目的及び方法、期間	
④ 研究の方法(研究対象者から取得された試料・情報の利用目的を含む。)及び期間	・【再掲】研究の意義、目的及び方法、期間 ・試料・情報を外部の機関へ提供する可能性又は研究の 一部を委託する可能性がある場合にはその旨及び当該 試料・情報の取扱い等	※医学系指針に合わせ てはどうか。補足説 明はガイダンスに記 載する。
⑤ 研究対象者として選定された理由	・提供者として選ばれた理由	
⑥ 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及 び利益	予測される研究結果及び提供者等に対して予測される 危険や不利益(社会的な差別等社会生活上の不利益も 含む。)	
⑦ 研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても随時これを撤回できる旨(研究対象者等からの撤回の内容に従った措置を講じることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由)	・提供者又は代諾者等は、自らが与えたインフォームド・コンセントについて、いつでも不利益を受けることなく文書により撤回することができること(必要に応じて撤回の求めを受け付ける方法を含む。)	



医学系指針	ゲノム指針	検討事項
⑧ 研究が実施又は継続されることに同意しないこと 又は同意を撤回することによって研究対象者等が 不利益な取扱いを受けない旨	・試料・情報の提供は任意であり、提供の依頼を受けた人は、提供に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと	
⑨ 研究に関する情報公開の方法	_	
⑩ 研究対象者等の求めに応じて、他の研究対象者等の個人情報等の保護及び当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できる旨並びにその入手又は閲覧の方法	・提供者及び代諾者等の希望により、他の提供者等の個人情報の保護や研究の独創性の確保に支障が生じない範囲内で研究計画及び研究方法についての資料を入手又は閲覧することができること	
① 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。)	 ・試料・情報についての匿名化の具体的方法。匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨。匿名化できない場合にあっては、その旨及び理由 ・共同研究において個人情報を他機関と共同して用いる場合は、第3の7(14)アから工に掲げる事項 	※医学系指針に合わせ てはどうか。補足説 明はガイダンスに記
② 試料・情報の保管及び廃棄の方法	・試料・情報の保存及び使用方法・試料・情報の廃棄の方法	載する。
③ 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反 及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相 反に関する状況	研究資金の調達方法、起こり得る利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり	
④ 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応	・問合せ(個人情報の訂正、同意の撤回等)、苦情等の窓口の連絡先等に関する情報・個人情報の開示に関する事項(受付先、受け付ける方法、提供者又は代諾者等であることの確認の方法、開示に当たって手数料が発生する場合はその旨を含む。)	
⑤ 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合に は、その旨及びその内容	・試料・情報の提供は無償であること	※試料・情報を研究対象者から提供を受ける場合に有償とするかどうかは「研究計画書」での検討に合わせる



医学系指針	ゲノム指針	検討事項
⑩ 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合に は、他の治療方法等に関する事項	_	※ゲノム指針で該当が
① 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応	_	あるかどうか、要検討。
(B) 研究の実施に伴い、研究対象者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、研究対象者に係る研究結果(偶発的所見を含む。)の取扱い	_	※医学系指針に合わせてはどうか。補足説明はガイダンスに記載する。
⑨ 侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生 じた健康被害に対する補償の有無及びその内容	_	
② 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容	 ・試料・情報の提供を受ける時点では特定されない将来のヒトゲノム・遺伝子解析研究に試料・情報が利用される可能性がある場合にはその旨(当該試料・情報を自らの機関内において他のヒトゲノム・遺伝子解析研究に利用する際は、第5の14研究を行う機関の既存試料・情報の利用の規定の手続に従うこと) ・試料・情報を他の研究を行う機関に提供し、提供者から試料・情報の提供を受ける時点では特定されない将来のヒトゲノム・遺伝子解析研究に試料・情報が利用される可能性がある場合にはその旨(当該試料・情報の提供を受けて他のヒトゲノム・遺伝子解析研究に利用する際は、第5の15外部の機関の既存試料・情報の利用の規定の手続に従うこと) 	※医学系指針に合わせてはどうか。補足説明はガイダンスに記載する。
② 侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者並びに倫理審査委員会が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する試料・情報を閲覧する旨	_	※ゲノム指針に「介入」が含まれないのであれば必要ないため、 要検討。



医学系指針	ゲノム指針	検討事項
_	・遺伝情報の開示に関する事項(非開示にする場合はその理由及び提供者又は代諾者等が遺伝情報の全部又は 一部を開示しないことについて同意した場合は、開示 が行われない可能性があることを含む。)	※ゲノム指針には引き 続き規定することでよ
_	・遺伝カウンセリングの利用に係る情報(単一遺伝子疾患等の場合には、研究の必要性及び遺伝カウンセリングが利用可能であること等)	いか。
_	・将来、研究の成果が特許権等の知的財産権を生み出す 可能性がある場合はその旨及び想定される帰属先	※医学系指針ではガイ ダンスに記載されてい るため、ガイダンスに 移行してはどうか。
_	・その他必要な事項	※ガイダンスに移行。



研究対象者等に通知し、又は公開すべき事項

○前回改正時に追加した項目であり、ゲノム指針と医学系指針で同様の内容が規定されている。

医学系指針	ゲノム指針	検討事項
第12の4 研究対象者等に通知し、又は公開す べき事項	第3の7 インフォームド・コンセント等	
1 又は9の規定において、研究対象者等に通知し、又は公開すべき事項は以下のとおりとする。	(14) 第5の11、14又は15の規定において提供者等に通知し、又は公開すべき事項は以下のとおりとする。	
① 試料・情報の利用目的及び利用方法(他の機関へ提供される場合はその方法を含む。)	ア 試料・情報の利用目的及び利用方法(他の機関へ提供される場合はその方法を含む。)	
② 利用し、又は提供する試料・情報の項目	イ 利用し、又は提供する試料・情報の項目	※医学系指針と同じ。
③ 利用する者の範囲	ウ 利用する者の範囲	
④ 試料・情報の管理について責任を有する者 の氏名又は名称	エ 試料・情報の管理について責任を有する者 の氏名又は名称	
⑤ 研究対象者又はその代理人の求めに応じて、 研究対象者が識別される試料・情報の利用又 は他の研究機関への提供を停止すること。	オ 提供者又は代諾者等の求めに応じて、提供 者が識別される試料・情報の利用又は他の研 究を行う機関への提供を停止すること。	
⑥ ⑤の研究対象者又はその代理人の求めを受け付ける方法	カ オの提供者又は代諾者等の求めを受け付け る方法	



同意を受ける時点で特定されなかった研究への 試料・情報の利用の手続

- 〇同意を受ける時点で特定されなかった研究への試料・情報の利用の手続については、医学系指針の規定に合わせてはどうか。
- ○医学系指針とゲノム指針では、利用する場合の手続きが異なっているが問題ないか。

医学系指針	ゲノム指針	検討事項
第12の5 同意を受ける時点で特定されなかった研究への試料・情報の利用の手続	第3の7 インフォームド・コンセント等	
研究者等は、研究対象者等から同意を受ける時点で想定される試料・情報の利用目的等について可能な限り説明した場合であって、その後、利用目的等が新たに特定されたときは、研究計画書を作成又は変更した上で、新たに特定された利用目的等についての情報を研究対象者等に通知し、又は公開し、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。	(12) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施前に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究又は関連する医学研究に使用することを想定して、提供者又は代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、その時点において予想される具体的研究目的を明らかにするとともに、個人情報が、匿名化の可能性を含めて、どのように管理され、かつ、保護されるかを説明し、理解を得なければならない。	※医学系指針では、新たに特定された研究に切いて、通知又は公開し、原則拒否機会を保障する手続きが認められているが、ゲノム指針には規定されていない。

同意の撤回等

○同意の撤回についても、医学系指針の規定に合わせてはどうか。

医学系指針	ゲノム指針	検討事項
第12の8 同意の撤回等 研究者等は、研究対象者等から次に掲げるいずれかに該当する同意の撤回又は拒否があった場合には、遅滞なく、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じるとともに、その旨を当該研究対象者等に説明しないならない。 ただし、当該措置を講じることが困難な場合であって、当該措置を講じないことについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で研究機関の長が許可したとは担否の内容に従った措置を講じない旨及びその理由について、研究者等が研究対象者等に説明し、理解を得るよう努めなければならない。 ① 研究が実施又は継続されることに関して与えた同意の全部又は一部の撤回 ② 研究について通知され、又は公開された情報に基づく、当該研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否(第13の1(1)イ(ア)②の拒否を含む。) ③ 6の規定によるインフォームド・コンセントの手続における、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否 ④ 代諾者が同意を与えた研究について、研究対象者からのインフォームド・コンセントの手続における、当該研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否	第3の7 インフォームド・コンセント等 (9)提供者又は代諾者等は、インフォームド・コンセントを、いつでも不利益を受けることなく文書により撤回することができる。 (10)研究責任者は、提供者又は代諾者等からインフォームド・コンセントの撤回があった場合には、原則として、当該提供者に係る試料・情報について、特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置を講じた上で、これを廃棄し、その旨を提供者又は代諾者等に文書により通知しなければならない。また、提供者又は代諾者等が廃棄以外の処置を希望する場合には、特段の理由がない限り、これに応じなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、試料・情報を廃棄しないことができる。ア当該試料・情報が匿名化されているもの(特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。)である場合 イ 廃棄しないことにより個人情報が明らかになるおそれが極めて小さく、かつ廃棄作業が極めて過大である等の事情により廃棄しないことが倫理審査委員会において承認され、研究を行う機関の長に許可された場合	※医学系指針に合わせてはどうか。 ※ゲノム指針では「文とまってはかるが、によりをです。 をおいるが、にのではないか。



医学系指針	ゲノム指針	検討事項
	〈インフォームド・コンセントを撤回した提供者に係る試料・情報の取扱いに関する細則〉 研究責任者は、廃棄すべき試料・情報の範囲等について判断することが困難な場合には、研究を行う機関の長に報告しなければならない。 この場合、研究を行う機関の長は、特に下記の事項についての考慮を含む廃棄すべき試料・情報の範囲等について倫理審査委員会の意見を求め、その結果を踏まえ、廃棄すべき試料・情報の範囲についての決定をすることとする。 ・提供者及び代諾者等に及ぼす影響・インフォームド・コンセントの撤回に関する説明内容・研究業務の適正な実施に及ぼす影響	※ガイダンスへ移行 してはどうか。



インフォームド・コンセントの手続き等の簡略化の在り方

- ○ゲノム指針には、I C手続きの簡略化の手続きは規定されていないが、医学系指針と同様に認めることとしてよいか。
- ○Ⅰ○手続きを簡略化できる場合の要件はどうあるべきなのか、改めて検討が必要ではないか。
- ○「簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること。」の解釈を明確にする等の 対応が必要ではないか。

【以下、医学系指針における、「インフォームド・コンセントの手続等の簡略化」に関する規定】

代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等



代諾者等からインフォームド・コンセントを 受ける場合の手続等

○代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等についても、医学系指針の規定に合わせて はどうか。

医学系指針	ゲノム指針	検討事項
第13 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等 1 代諾の要件等 (1)研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者が、第12の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、次に掲げる要件がいずれも満たされていなければならない。	受けなければ研究が成り立たないと倫理審査委員会が承認し、研究を行う機関の長が許可した	
ア 研究計画書に次に掲げる事項が記載されていること。 ① 代諾者等の選定方針 ② 代諾者等への説明事項(イ(ア)又は(イ)に該当する者を研究対象者とする場合には、③に関する説明を含む。) ③ イ(ア)又は(イ)に該当する者を研究対象者とする場合には、当該者を研究対象者とすることが必要な理由	〈細則1(代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の取扱いに関する細則)〉 提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難であり、代諾者等からのインフォームド・コンセントによることができる場合及びその取扱いは、以下のとおりとし、いずれの場合も、研究責任者は、研究の重要性、提供者から試料・情報の提供を受けなければ研究が成り立たない理由及び代諾者等を選定する考え方を研究計画書に記載し、当該研究計画書は倫理審査委員会により承認され、研究を行う機関の長の許可を受けるものとする。	※医学系指針に合わせ てはどうか。

	「「いの日もから「フラオーム」、コンピン「で支げる場合の手続も」				
医学系指針	ゲノム指針	検討事項			
イ 研究対象者が次に掲げるいずれかに該当している こと。		※医学系指針に合わせてはどうか。			
(ア) 未成年者であること。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断される場合であって、次に掲げる事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴いた上で研究機関の長が許可したときは、代諾者ではなく当該研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるものとする。 ① 研究の実施に侵襲を伴わない旨② 研究の目的及び試料・情報の取扱いを含む研究の実施についての情報を公開し、当該研究が実施又は継続されることについて、研究対象者の親権者又は未成年後見人が拒否できる機会を保障する旨	・未成年者の場合。ただし、この場合においても、研究責任者は、提供者に分かりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること(いわゆるインフォームド・アセント)とする。また、提供者が16歳以上の場合には、代諾者とともに、提供者からのインフォームド・コンセントも受けることとする。	※中学校等修了者は、 臨床研究法や遺伝 子治療等指針では 削除されている。 医学系指針策定時 に検討した結果記 載されたもの。			
(イ) 成年であって、インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される者であること。 (ウ) 死者であること。ただし、研究を実施されることが、その生前における明示的な意思に反している場合を除く。	・提供者が認知症等により有効なインフォームド・コンセントを与えることができないと客観的に判断される場合・提供者が死者であって、その生前における明示的な意思に反していない場合				
<u></u>	〈細則2(代諾者の選定の基本的考え方に関する細則)〉 研究責任者は、代諾者について、一般的には、以下に定める人の中から、提供者の家族構成や置かれている状況等を勘案し、提供者の推測される意思や利益を代弁できると考えられる人が選定されることを基本として、研究計画書に代諾者を選定する考え方を記載する必要がある。1.任意後見人、親権者、後見人や保佐人が定まっているときはその人2.提供者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に準ずると考えられる人	※ガイダンスに移行 してはどうか。			



	ゲノム指針	検討事項
——————————————————————————————————————	〈細則3(遺族の選定の基本的な考え方に関する細則)〉 研究責任者は、遺族について、一般的には、以下に定める人の中から、死亡した提供者の家族構成や置かれていた状況、慣習等を勘案し、提供者の生前の推測される意思を代弁できると考えられる人が選定されることを基本として、研究計画書に遺族を選定する考え方を記載する必要がある。 死亡した提供者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に準ずると考えられる人 	※ガイダンスに移行 してはどうか。
(2)研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者が、 第12の規定による手続において代諾者等からイン フォームド・コンセントを受ける場合には、(1)ア① の選定方針に従って代諾者等を選定し、当該代諾者 等に対して、第12の3の規定によるほか(1)ア②の 説明事項を説明しなければならない。	_	VE # Z to A lo A h
(3)研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者が、 代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場 合であって、研究対象者が中学校等の課程を修了し ている又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究 を実施されることに関する十分な判断能力を有する と判断されるときには、当該研究対象者からもイン フォームド・コンセントを受けなければならない。	_	※医学系指針に合わせてはどうか。



医学系指針	ゲノム指針	検討事項
2 インフォームド・アセントを得る場合の手続等		
(1)研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者が、 代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場 合であって、研究対象者が研究を実施されることに ついて自らの意向を表することができると判断され るときには、インフォームド・アセントを得るよう 努めなければならない。ただし、1(3)の規定により 研究対象者からインフォームド・コンセントを受け るときは、この限りでない。		
(2)研究責任者は、(1)の規定によるインフォームド・アセントの手続を行うことが予測される研究を実施しようとする場合には、あらかじめ研究対象者への説明事項及び説明方法を研究計画書に記載しなければならない。	_	※医学系指針に合わせてはどうか。
(3)研究者等及び既存試料・情報の提供を行う者は、 (1)の規定によるインフォームド・アセントの手続に おいて、研究対象者が、研究が実施又は継続される ことの全部又は一部に対する拒否の意向を表した場 合には、その意向を尊重するよう努めなければなら ない。ただし、当該研究を実施又は継続することに より研究対象者に直接の健康上の利益が期待され、 かつ、代諾者がそれに同意するときは、この限りで ない。		



未成年者を研究対象者とする場合の インフォームド・コンセント及びインフォームド・アセント

研究対象者の 年齢等	中学校等の課程を未修了であり、 且つ16歳未満の未成年者	中学校等の課程を修了している又は 16歳以上の未成年者	20歳以上又は 婚姻したことが ある者
代諾者に対する手続	インフォームド・コンセント	侵襲を伴う研究 インフォームド・コンセント 侵襲を伴わない研究 親権者等に対するオプトアウト 研究対象者が十分な判断能力を 有すると判断される場合**	
研究対象者に 対する手続	インフォームド・アセント 自らの意向を表すことが できると判断される場合 (努力義務)	インフォームド・コンセン 十分な判断能力を有すると判断され	311

※ 研究対象者が研究を実施されることに関する判断能力を欠くと判断される場合には、代諾者からインフォームド・コンセントを受ける。

その上で、研究対象者が自らの意向を表することができると判断されるときは、当該研究対象者からインフォームド・アセントを得る(努力義務)